

平成30年度 北九州市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 前年度 人件費率
平成29年度	人 948,319	千円 551,960,914	千円 2,114,145	千円 110,756,993	% 20.1	% 12.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

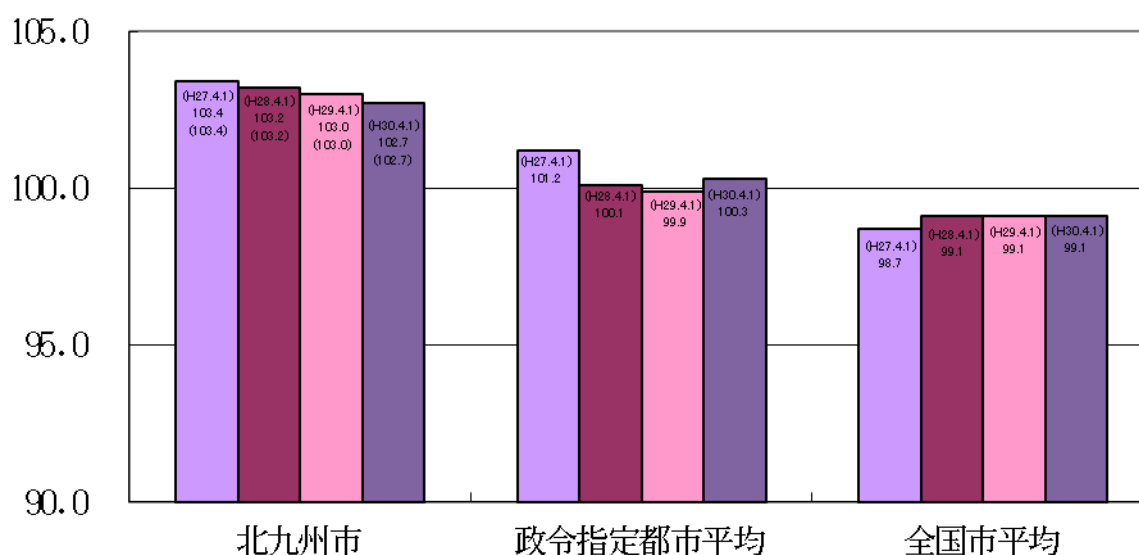
区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
平成29年度	人 11,486	千円 47,486,548	千円 9,065,147	千円 19,162,215	千円 75,713,910	千円 6,592	千円 6,962

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数は、平成29年4月1日現在の一般職職員の人数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
- 3 政令指定都市平均とは、政令指定都市のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- ※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本市職員の給与の水準は、本市人事委員会の勧告に基づく給与改定により、市内民間給与との均衡を図っており、また、諸手当についても、国に準拠しているところです。

その結果、ラスパイレス指数が100を超えていますが、本市職員の給与については、市内民間給与を踏まえた本市人事委員会の勧告や国及び他都市の動向等を踏まえながら、今後とも適正な水準となるよう努めてまいります。

(4) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	市内民間 A	本市職員 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成30 年度	円 403,530	円 403,418	112円 (0.03%)	% -	% -	% 0.16

(注) 「市内民間」は、単純平均による給与ではなく、役職段階、年齢等の人員構成が本市と同様であるものとして、市内民間従業員の4月分給与を加重平均した給与です。

イ 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告			改定月数	年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	市職員の支 給月数 B	較差 A-B			
平成30 年度	月 4.46	月 4.40	月 0.06	月 0.05	月 4.45	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「市職員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

ア 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容) 行政職給料表について、本市人事委員会の勧告に基づき、国に準じた見直しを実施し、平均2%引下げました。若年層については引下げを行わず、高齢層については、最大4%の引下げを実施しました。激変緩和のため、3年間(平成28年4月1日から平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施します。

他の給料表(医療職給料表(1)を除く)については、行政職給料表との均衡及び国の見直し内容を踏まえて見直しを実施しました。

イ 地域手当の見直し

国基準3%に対し、北九州市においても3%を支給。

(参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後			
国基準による支給割合	3%	3%	3%	3%	3%	3%
北九州市の支給割合	3%	3%	3%	3%	3%	3%

ウ その他の見直し内容

職員の状況等を踏まえ、管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成30年4月1日現在)

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
北九州市	45.3歳	353,797円	432,494円	395,192円
福岡県	42.9歳	326,149円	414,482円	365,043円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
政令指定都市平均	41.8歳	319,966円	427,624円	379,849円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、平均給与月額から、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、義務教育等教員特別手当、管理職特別勤務手当及び管理職手当の加算額を除いたものです。
- 3 上記の(注)1及び2の内容は、以下のイ教育職（高等学校）の「平均給料月額」、「平均給与月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」についても同様です。

イ 教育職

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高等学校	北九州市	49.6歳	376,301円	435,081円
	福岡県	47.0歳	384,407円	448,102円
	政令指定都市平均	45.2歳	374,610円	459,127円
小・中学校	北九州市	44.0歳	357,154円	402,093円
	福岡県	43.9歳	360,181円	413,075円
	政令指定都市平均	41.5歳	348,988円	419,001円

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		北九州市	福岡県	国
一般行政職	大学卒	185,200円	185,500円	総合職（大卒） 183,700円 一般職（大卒） 179,200円
	高校卒	152,600円	151,200円	一般職（高卒） 147,100円
高等学校教育職	大学卒	210,900円	207,200円	—
小・中学校教育職	大学卒	207,500円	207,200円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	267,400円	338,600円	359,600円	373,800円
	高校卒	216,100円	307,200円	338,600円	359,600円

高等学校 教育職	大学卒	300,300円	382,400円	404,000円	412,400円
小・中学校 教育職	大学卒	295,500円	373,900円	391,300円	400,900円

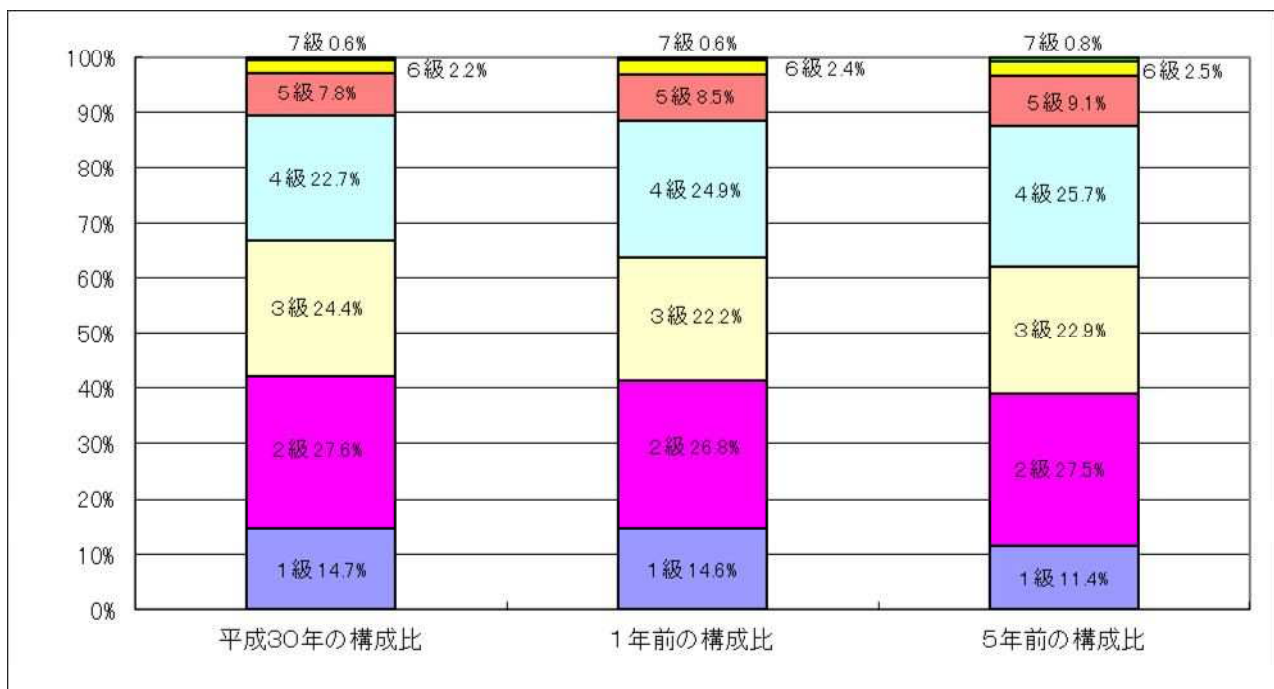
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

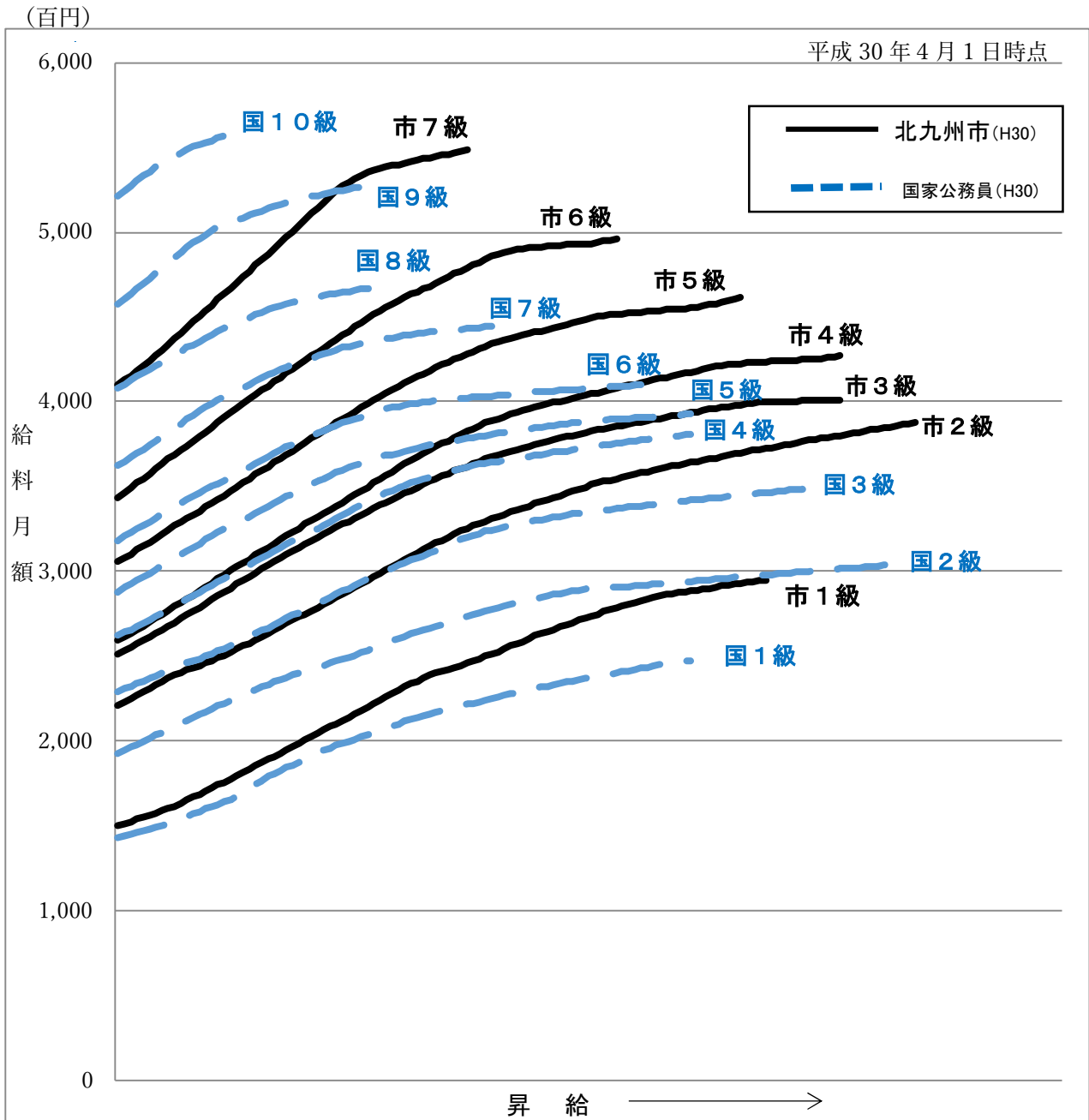
区分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	係員	663人	14.7%	150,400円	294,700円
2級	主任	1,245人	27.6%	221,100円	387,500円
3級	主査	1,099人	24.4%	251,100円	401,100円
4級	係長・指導主事	1,021人	22.7%	258,900円	427,400円
5級	課長	350人	7.8%	305,600円	461,500円
6級	部長	97人	2.2%	343,500円	496,400円
7級	局長・区長	28人	0.6%	410,100円	548,300円

(注) 1 北九州市職員の給与に関する条例並びに北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例に基づく職務の級区分による職員数です。

2 「構成比」は、小数点以下第2位を四捨五入した数値です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○

上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北九州市	福岡県	国
1人当たり平均支給額 (平成29年度) 1,656千円	1人当たり平均支給額 (平成29年度) 1,619千円	—
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.75月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 北九州市の管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」とあるのを「7.2%～23.5%」としています。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				

ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

北九州市			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり 平均支給額 (平成29年度)	3,760千円	22,996千円		—	—
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)		

(注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職員に支給された平均額です。

2 平成30年3月31日に退職した職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

(3) 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）			1,816,530千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）			156,032円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市 (医師及び歯科医師以外)	3%	10,690人	3%
北九州市 (医師及び歯科医師)	16%	13人	16%
東京都特別区	20%	20人	20%
大阪市	16%	2人	16%
福岡市	10%	3人	10%

(4) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

区分	全職種
支給実績（平成29年度決算）	483,320千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	88,471円

職員全体に占める手当支給職員の割合	45.8%
手当の種類（手当数）	11種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成 29 年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症予防等業務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所に勤務する保健師 ・保健所に勤務する臨床検査技師、衛生検査技師 ・保健環境研究所に勤務する一般技術員 ・職員 	<p>(1) 保健所に勤務する保健師が、結核患者、感染症患者等に対する訪問療養指導の業務に従事したとき</p> <p>(2) 保健所に勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師並びに食品衛生検査所に勤務する一般技術員が、細菌、寄生虫卵等の検査業務に従事したとき</p> <p>(3) 保健環境研究所に勤務する一般技術員が、公衆衛生及び環境衛生に必要な試験、調査又は研究の業務に従事したとき</p> <p>(4) 健康診断に必要な直接採便、移送作業又は消毒作業に従事したとき</p>	1,949 千円	<p>(1)の業務 日額 220 円</p> <p>(2)の業務 臨床検査技師及び衛生検査技師 日額 330 円 一般技術員 日額 190 円</p> <p>(3)の業務 日額 340 円</p> <p>(4)の業務 日額 340 円</p>
放射線取扱手当	<ul style="list-style-type: none"> ・診療放射線技師 ・診療エックス線技師 	有害放射線の影響を受ける作業に従事したとき	67 千円	日額 360 円
夜間特殊業務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども総合センターに勤務する職員 ・消防吏員 ・夜間休日・急患センター又は第 2 夜間・休日急患センターに勤務する看護師、准看護師 ・守衛 	<p>(1) 子ども総合センターに勤務する職員及び消防吏員が、正規の勤務時間として深夜(午後 10 時から翌日午前 5 時まで。以下同じ。)において行う業務に従事したとき</p> <p>(2) 夜間・休日急患センター又は第 2 夜間・休日急患センターに勤務する看護師及び准看護師が、正規の勤務時間として深夜において行う看護等の業務に従事したとき</p>	45,053 千円	<p>(1)の業務 深夜の全部を含む勤務 1 回につき 1,100 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 2 時間以上するとき 1 回につき 730 円 深夜における勤務時間が 30 分以上 2 時間未満のとき 1 回につき 410 円</p> <p>(2)の業務 深夜の全部を含む勤務 1 回につき</p>

				<p>7,300 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 4 時間以上のとき 1 回につき 3,550 円 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満のとき 1 回につき 3,100 円 深夜における勤務時間が 2 時間未満のとき 1 回につき 2,150 円</p> <p>上記(2)の業務に従事する場合において、勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とすると管理者が認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、1 回につき当該各号に定める額を加算する。 (1) 通勤距離が片道 1 キロメートル以上 5 キロメートル未満の職員 380 円 (2) 通勤距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満の職員 760 円 (3) 通勤距離が片道 10 キロメートル以上の職員 1,140 円</p>
特殊現場 業務手当	職員	<p>(1) 大気汚染防止法、北九州市公害防止条例等の規定に基づき工場等に立ち入って行う検査業務又は水質汚濁防止法の規定に基づき、海上における公害調査業務に従事したとき (2) 高所（地上又は水面上 10 メートル以上の</p>	2,228 千円	<p>(1)の業務 日額 240 円 (2)の業務 ア 監督に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき</p>

		<p>足場の不安定な箇所)において行う次のいずれかに該当する業務に従事したとき</p> <p>ア 建築物、道路、橋りょう、管渠等の建設又は改修のための工事現場における監督又は作業</p> <p>イ 測量作業又は公害立入検査</p> <p>ウ 消防吏員が、危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う場所において行う検査</p> <p>エ 消防吏員が、はしご車等を利用して高所において行う警防作業又は訓練</p> <p>オ アからエまでに掲げる業務のほか、市長がこれらに相当すると認める業務</p> <p>(3) 下水道管渠内に立ち入って下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき</p> <p>(4) 船舶に乗り込む職員が、次のいずれかに該当する業務に従事したとき</p> <p>ア 旅客等の海上輸送を行う業務</p> <p>イ 旅客等の海上輸送のため行う食料を必要とする航海の業務</p> <p>ウ 旅客等の海上輸送のため行う船長の業務</p>	<p>日額 120 円 高さが 20 メートル以上のとき</p> <p>日額 180 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき</p> <p>日額 200 円 高さが 20 メートル以上のとき</p> <p>日額 300 円 イ 作業等に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき</p> <p>日額 140 円 高さが 20 メートル以上のとき</p> <p>日額 200 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき</p> <p>日額 220 円 高さが 20 メートル以上のとき</p> <p>日額 320 円 (3)の業務 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円 (4)の業務 ア 日額 1,400 円 イ 日額 460 円 ウ 日額 280 円</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>消防特殊活動手当</p>	<p>・消防吏員</p>	<p>(1) 水火災その他の災害の警防作業に従事したとき (2) 交通災害その他の災害により負傷を受けた者の緊急救助作業に従事したとき (3) 潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき (4) 化学消防艇に乗船する消防吏員が、食料を必要とする航海に従事したとき</p>	<p>64,589 千円</p>	<p>(1)の業務 機関員 1 件につき 560 円 その他の消防吏員 1 件につき 360 円 (2)の業務 機関員 1 件につき 270 円 救急救命士の資格を有する消防吏員 1 件につき 350 円 (救急救命処置の業務に従事したときは、510 円) その他の消防吏員 1 件につき 190 円 (3)の業務 1 時間につき 310 円 (4)の業務 航海 1 回につき 460 円</p>
<p>ヘリコプター操縦等手当</p>	<p>消防吏員</p>	<p>(1) ヘリコプターの操縦業務に従事したとき (2) ヘリコプターの整備業務に従事したとき (3) ヘリコプターの搭乗業務に従事したとき</p>	<p>6,898 千円</p>	<p>(1)の業務 飛行時間の経験が 3,000 時間以上 日額 4,400 円 2,000 時間以上 3,000 時間未満 日額 4,100 円 1,000 時間以上 2,000 時間未満 日額 3,600 円 1,000 時間未満 日額 2,200 円 (2)の業務 2 等航空整備士以上の資格を有する消防吏員 日額 2,100 円 3 等航空整備士の資格を有する消防吏員 日額 1,700 円 その他の消防吏員 日額 580 円 (3)の業務 搭乗時間 1 時間につき 1,200 円 空中機外活動時間 1 時間につき 1,900 円</p>

国際緊急 援助手当	消防吏員	国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において国際緊急援助活動に従事したとき	—	日額 4,000 円
教育業務 連絡指導 手当	主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会の定めるものの職務を担当する指導教諭又は教諭	当該担当に係る業務に従事したとき	27,997 千円	日額 200 円
教員特殊 業務手当	小学校、中学校、特別支援学校、高等学校又は幼稚園に勤務する教員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 非常災害時の緊急業務で児童、生徒若しくは幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき (2) 非常災害時等の緊急業務で児童、生徒若しくは幼児の負傷、疾病等に伴う緊急の業務又は児童若しくは生徒に対する緊急の補導業務に従事したとき (3) 修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童、生徒又は幼児を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事したとき (4) 対外運動競技等において児童、生徒又は幼児を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日（以下「週休日等」という。）に行うものに従事したとき (5) 部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うものに従事したとき (6) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等に行うものに従事したとき 	196,150 千円	<ul style="list-style-type: none"> (1)の業務 日額 8,000 円 (2)の業務 日額 7,500 円 (3)の業務 日額 5,100 円 (4)の業務 日額 5,100 円 (5)の業務 日額 3,600 円 (6)の業務 日額 900 円
多学年学 級担当手 当	小学校又は中学校の 2 の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員	当該学級における授業又は指導に従事したとき	523 千円	日額 290 円

航海手当	<ul style="list-style-type: none"> ・渡船の船員 ・渡船の船長 	(1) 旅客等の海上輸送業務に従事したとき (2) 食料を必要とする航海に従事したとき (3) 旅客等の海上輸送業務に従事したとき	2,755 千円	(1)の業務 日額 1,400 円 (2)の業務 日額 460 円 (3)の業務 日額 280 円
------	--------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------	----------	------------------------------------------------------------------

<平成27年4月1日に廃止した手当（経過措置期間中にある手当）>

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成29年度決算)	左記職員に対する支給単価
折衝手当	職員	土地の取得及び収用、換地並びにこれらに伴う補償又は建築物の取得、移転及び撤去並びにこれらに伴う補償のために外勤折衝事務に従事したとき	735 千円	日額 650 円
動物取扱手当	職員	(1) 狂犬病の予防注射、咬傷犬の鑑定、傷病犬の治療、抑留犬の返還、不用犬の引取り又は回収等のため、飼い犬等を直接取り扱う業務に従事したとき (2) 緊急を要する場合において行う野犬等の捕獲業務に従事したとき	877 千円	(1)の業務 日額 260 円 (2)の業務 日額 950 円
食肉センター業務手当	食肉センターに勤務すると畜検査員、食鳥検査員	食肉センターに勤務すると畜検査員、食鳥検査員がその業務に従事したとき	1,084 千円	日額 910 円
環境業務手当	環境センター又は施設課に勤務する一般技術員	環境業務に従事したとき	902 千円	係長相当職より下位の職員 日額 400 円 その他の職員（課長・部長職相当の職員を除く） 日額 130 円
高気圧内作業手当	職員	圧搾空気内で行う下水道管渠等の建設工事の調査、検査等の作業に従事したとき	—	気圧が 0.2 メガパスカルまでのとき 1 時間につき 210 円 気圧が 0.2 メガパスカルを超え、0.3 メガパスカルまでのとき 1 時間につき 560 円 気圧が 0.3 メガパスカルを超えるとき 1 時間につき 1,000 円

電気主任技術者手当	電気事業法に規定する主任技術者に選任された職員	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の業務に従事したとき	185 千円	月額 3,500 円
福祉業務手当	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課、保護課（本庁に置かれるものを除く。）、保護第一課、保護第二課又は保護第三課に勤務する職員（保育士（市長が指定する者に限る。以下同じ。）を除く。）、子ども総合センター、障害福祉センター又は地域交流センターに勤務する職員（保育士を除く。）、子ども総合センター又は保育所に勤務する保育士 地域交流センターに勤務する地域交流センター管理員 	<p>(1) 保健福祉課、保護課（本庁に置かれるものを除く。）、保護第一課、保護第二課又は保護第三課に勤務する職員（保育士（市長が指定する者に限る。以下同じ。）を除く。）、子ども総合センター、障害福祉センター又は地域交流センターに勤務する職員（保育士を除く。）、子ども総合センター又は保育所に勤務する保育士が、直接住民に対して行う福祉に関する指導、相談等の業務に従事したとき</p> <p>(2) 子ども総合センター、障害福祉センター又は地域交流センターに勤務する職員（保育士を除く。）、子ども総合センター又は保育所に勤務する保育士が、福祉に関する業務に従事したとき</p> <p>(3) 子ども総合センター又は保育所に勤務する保育士が、福祉に関する業務に従事したとき</p> <p>(4) 地域交流センターに勤務する地域交流センター管理員が、福祉に関する相談等の補助業務に従事したとき</p>	53,544 千円	<p>(1)の業務 社会福祉主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等 日額 490 円 その他の職員 日額 430 円</p> <p>(2)の業務 児童福祉司、身体障害者福祉司 日額 490 円 その他の職員 日額 220 円</p> <p>(3)の業務 日額 300 円</p> <p>(4)の業務 日額 220 円</p>
行旅病人等収容手当	職員	行旅病人若しくは行旅死体の収容作業又は精神障害者の搬送作業に従事したとき	140 千円	<p>行旅病人の収容作業 1 件につき 900 円</p> <p>行旅死体の収容作業 1 件につき 2,060 円</p> <p>精神障害者の搬送作業 1 件につき 450 円</p>
税務従事手当	市税の賦課徴収に関する事務を分掌する課に勤務する職員	市税の賦課徴収事務に従事したとき	14,644 千円	日額 290 円
国保事務従事手当	国民健康保険に関する事務を分掌する係（本庁に置かれる当該係を除く。）に勤務する職員	国民健康保険料の賦課徴収事務に従事したとき	2,440 千円	日額 170 円

火葬業務手当	斎場に勤務する一種業務員	火葬業務に従事したとき	1,473千円	日額1,850円
防疫作業手当	保健所東部生活衛生課に勤務する防疫指導員、防疫員及び自動車運転手	防疫員が防疫作業の計画、指導等の業務に従事したとき、又は防疫員若しくは自動車運転手が防疫作業に従事したとき	—	防疫指導員 日額1,800円 その他の職員 日額1,700円
指導員手当	環境業務指導員	環境作業の計画、指導等の業務に従事したとき	34,358千円	環境センター工場に勤務する環境業務指導員 日額1,100円 その他の環境業務指導員 日額2,100円
環境センター作業手当	環境センター（環境センター工場を除く。）に勤務する自動車運転手、環境業務員、自動車整備士及び環境センター労務員	(1) 廃棄物搬送用自動車の運転操作・車付作業、公衆便所の清掃作業、廃棄物の積込作業、埋立作業、圧送作業及び環境業務のための自動車の整備に従事したとき (2) 環境センター労務員が、環境業務に従事したとき (3) 自動車運転手が、環境業務のため連絡車、パトロール車その他の自動車（廃棄物搬送用自動車を除く。）の運転に従事したとき	22,486千円	(1)の業務 自動車整備士（技能手を含む。） 日額1,000円 その他の職員 日額2,000円 (2)の業務 日額620円 (3)の業務 日額1,020円
動物死体収集手当	環境センターに勤務する職員	犬、ねこ等の死体の収集作業に従事したとき	1,843千円	1体につき330円
工場作業手当	環境センター工場に勤務する自動車運転手、環境業務員及び環境センター労務員	(1) 自動車運転手が環境業務のため廃棄物搬送用自動車の運転操作に従事したとき、又は環境業務員が廃棄物の終末処理作業に従事したとき (2) 自動車運転手が環境業務のため連絡車その他の自動車（廃棄物搬送用自動車を除く。）の運転に従事したとき、又は環境センター労務員が環境業務に従事したとき	400千円	(1)の業務 日額1,000円 (2)の業務 自動車運転手 日額510円 環境センター労務員 日額620円
モーターボート試走手当	職員	競争用のモーターボートの整備のため当該モーターボートの試走に従事したとき	—	日額240円

- (注) 1 特殊勤務手当の支給実績（平成29年度決算）等は、普通会計及びその他特別会計に係る特殊勤務手当の支給実績等です。
- 2 平成27年4月1日に廃止した手当については、経過措置として平成28年度は上記支給単価の5分の4の額、平成29年度は5分の3の額、平成30年度は5分の2の額を支給することとしています。

(5) 時間外勤務手当

平成28年度決算	支給実績	2,093,721 千円
	職員1人当たり平均支給年額	373 千円
平成29年度決算	支給実績	2,081,009 千円
	職員1人当たり平均支給年額	359 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成28年度、平成29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000円～139,900円を支給	異なる	(国) ・支給額 46,300円～ 139,300円	千円 927,631	円 601,187
初任給調整手当	新たに医師又は歯科医師として採用された職員に対して、月額308,600円を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後一定の期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給	同じ	—	千円 29,910	円 2,492,513
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき7,500円～11,000円を支給	異なる	(国) ・支給額 6,500円～ 10,000円	千円 1,479,509	円 306,761
住居手当	借家・借間等に居住し月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対して、上限27,000円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 741,570	円 291,957

通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円を支給	異なる	(国) ・通勤距離が片道2キロメートル以上の職員に支給	千円 1,067,307	円 108,235
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道60キロメートル以上ある職員に対して、基礎額30,000円に距離の区分に応じて8,000円～58,000円の加算額を支給	同じ	—	千円 22,468	円 774,759
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの間)に勤務した職員に対して、その勤務1時間につき、1時間当たりの給与額×0.25の額を支給	同じ	—	千円 65,957	円 86,332
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務1回につき1,500円～18,000円を支給	異なる	(国) ・支給額 勤務1回につき3,000円～12,000円(6時間を超える勤務は100分の150の割合を乗じて得た額)	千円 11,221	円 31,518
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき5,300円(勤務時間が5時間を超えない場合は、その勤務1回につき2,650円)を支給	異なる	(国) ・支給額 勤務1回につき4,400円	千円 117	円 116,600

特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校及び特別支援学校又は高等学校に勤務する教育職員に対して、職務の級に応じ、2,000円～8,000円を支給			千円 311,827	円 59,886
へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に対して、その者の給料月額、給料の調整額、教職調整額及び扶養手当の月額合計に、6/100～22/100を乗じて得た額を支給			千円 3,177	円 397,122
へき地手当に準ずる手当	へき地手当の支給対象となる学校に異動し、又は勤務する学校が移転したため住居を移転することとなった教職員に対して、その者の給料月額、給料の調整額、教職調整額及び扶養手当の合計額に異動の日から5年間は4%（5年に達した後の1年間は2%）を乗じて得た額を支給			千円 1,323	円 165,411

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	1,230,000円	(参考) 政令指定都市における最高/最低額 1,599,000円 / 500,000円
	副 市 長	980,000円	1,285,000円 / 792,000円
報 酬	議 長	1,090,000円	1,179,000円 / 779,000円
	副 議 長	980,000円	1,061,000円 / 703,000円
	議 員	880,000円	953,000円 / 648,000円

期末手当	市長 副市長	(平成29年度支給割合)		
		6月期 12月期 計	1.55月分 1.70月分 3.25月分	
退職手当	議長 副議長	(平成29年度支給割合)		
		6月期 12月期 計	1.55月分 1.70月分 3.25月分	
退職手当		算定方式	1期の手当額	支給時期
	市長	給料月額×在職月数×0.45	26,568,000円	任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×0.34	15,993,600円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、平成30年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

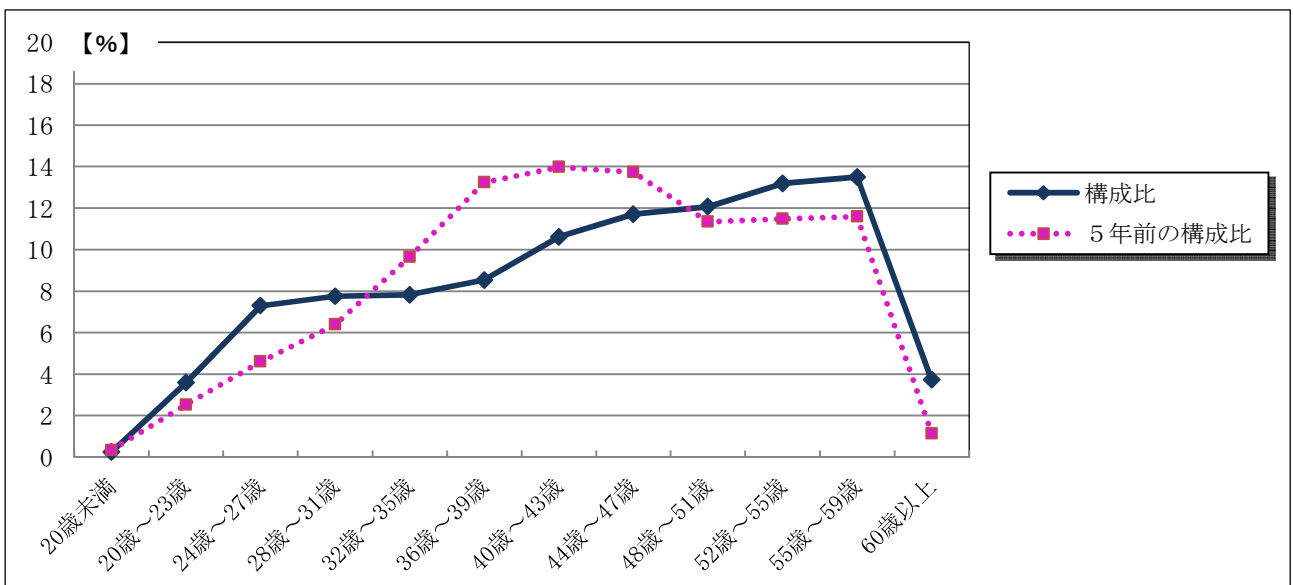
区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
	平成29年	平成30年			
一般行政部門	議会	31	30	▲1	
	総務	1,001	1,020	19	被災地派遣等に伴う増員
	税務	397	388	▲9	組織見直しに伴う減員
	労働	16	17	1	
	農林水産	83	82	▲1	
	商工	165	161	▲4	組織見直しに伴う減員
	土木	981	993	12	新規採用職員の暫定配置等に伴う増加
	民生	1,111	1,123	12	被保護世帯支援体制の強化等
	衛生	798	774	▲24	職員の退職等に伴う減員
	計	4,583	4,588	5	<参考> 人口1万人当たり職員数47.74人 (類似団体の人口1万人当たり職員数45.05人)
特別行政部門	教育	5,168	5,140	▲28	職員の退職等に伴う減員
	消防	987	1,000	13	新たな分署の設置に伴う増員
	計	6,155	6,140	▲15	

小	計	10,738	10,728	▲10	<参考> 人口1万人当たり職員数111.63人 (類似団体の人口1万人当たり職員数107.20人)
公 営 企 業 会 計 部 門 等	病 院	1,132	1,137	5	診療体制の強化等
	水 道	327	321	▲6	組織見直しに伴う減員
	交 通	63	65	2	運転業務体制の強化等
	下 水 道	142	141	▲1	
	そ の 他	341	331	▲10	組織見直しに伴う減員
	計	2,005	1,995	▲10	
合	計	12,743 [14,990]	12,723 [14,990]	▲20	<参考> 人口1万人当たり職員数132.39人

(注) 1 [] 内は、条例定数の合計です。

2 「人口1万人当たり職員数」とは、平成30年4月1日現在の職員数を平成30年1月1日現在の住民基本台帳人口で除し、1万を乗じたものです。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	32	404	963	1,000	1,038	1,078	1,316	1,431	1,550	1,486	1,687	738	12,723

(3) 職員数の推移 (各年4月1日現在)

年 度 部門別	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	過去 5 年間 の増減数 (率)
一般行政	4,759	4,649	4,609	4,578	4,583	4,588	▲171 (▲3.6%)
教育	770	730	710	699	5,168	5,140	4,370 (567.5%)
消防	971	968	971	979	987	1,000	29 (2.9%)
普通会計計	6,500	6,347	6,290	6,256	10,738	10,728	4,228 (65.0%)
公営企業等会計計	1,988	2,000	2,014	2,021	2,005	1,995	33 (1.6%)
総合計	8,488	8,347	8,304	8,277	12,743	12,723	4,235 (49.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

①職員給与費の状況 (平成29年度決算)

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成29 年度	千円 18,118,974	千円 1,708,605	千円 2,654,936	% 14.7	% 14.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 42,074 千円は含みません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当 たり給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
平成29 年度	人 341	千円 1,391,808	千円 323,284	千円 563,514	千円 2,278,606	千円 6,682	千円 6,757

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。
 2 職員数は、平成30年3月31日現在の数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員 (再任用職員 (短時間勤務)) の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
上水道事業	46.0 歳	347,392 円	549,440 円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上水道事業		北九州市（普通会計関係）	
1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,643千円		1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,656千円	
（平成29年度支給割合） 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80月分 (0.85)月分		（平成29年度支給割合） 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80月分 (0.85)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%	

（注）1 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」とあるのを「7.2%～23.5%」としています。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

上水道事業			北九州市（普通会計関係）		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分	勤続20年	19.6695月分	26.1682月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分	勤続25年	28.0395月分	33.96105月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり 平均支給額 （平成29年度）	232千円	21,989千円	1人当たり 平均支給額 （平成29年度）	3,760千円	22,996千円
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）	

（注）1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 平成30年3月31日に退職した職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		44,694千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		130,303円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市	3%	293人	3%

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（平成29年度決算）		3,226千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成29年度決算）		26,986円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （平成29年度）		32.3%		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成29年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊現場業務 手当	職員	(1) 高所（地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所）又は40度以上の傾斜地において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (2) 水中等環境劣悪な場所において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (3) 高所において下水道事業に係る測量作業又は建築物、管渠等の建設若しくは改修のための工事現場における監督若しくは作業に従事したとき (4) 暗渠内に立ち入って漏水調査等の作業に従事したとき (5) 下水道管渠内に立ち入って、下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき	256千円	(1)の業務 日額150円 (2)の業務 日額190円 (3)の業務 監督に従事する職員 1日の従事時間が4時間未満の場合 高さが20メートル未満のとき 日額120円 高さが20メートル以上のとき 日額180円 1日の従事時間が4時間以上の場合 高さが20メートル未満のとき 日額200円 高さが20メートル以上のとき 日額300円 作業等に従事する職員 1日の従事時間が4時間未満の場合 高さが20メートル未満のとき 日額140円 高さが20メートル以上のとき 日額200円 1日の従事時間が4時間以上の場合 高さが20メートル未満のとき 日額220円 高さが20メートル以上のとき 日額320円

				(4)の業務 暗渠内直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 暗渠内直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円 (5)の業務 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円
夜間特殊業務手当	浄水所に勤務する職員	正規の勤務時間が午後 4 時 30 分から翌日午前 9 時 00 分までの区分の勤務に従事したとき	2,048 千円	深夜（午後 10 時から翌日午前 5 時まで。以下同じ。）の全部を勤務した場合 1 回につき 1,100 円 深夜の一部を勤務した場合 深夜における勤務時間が 2 時間以上のとき 1 回につき 730 円 深夜における勤務時間が 30 分以上 2 時間未満のとき 1 回につき 410 円

<平成 27 年 4 月 1 日に廃止した手当（経過措置期間中にある手当）>

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成 29 年度決算)	左記職員に対する支給単価
電気主任技術者手当	電気事業法に規定する主任技術者に選任された職員	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の業務に従事したとき	208 千円	月額 3,500 円
汚泥処理手当	職員	ちんでん池等の汚泥の搬出作業に従事したとき	12 千円	日額 310 円
行旅病人等収容手当	職員	行旅病人等の死体収容作業に従事したとき	—	1 件につき 2,060 円
水質研究手当	水質試験所に勤務する職員	細菌検査又は劇薬等を使用して水質試験、研究の業務に従事したとき	445 千円	日額 210 円

折衝手当	職員	土地の取得及び収用、換地並びにこれに伴う補償又は建築物の取得、移転及び撤去並びにこれらに伴う補償のために行う外勤折衝業務に従事したとき	—	日額 650 円
------	----	---------------------------------------------------------------------	---	----------

(注) 平成27年4月1日に廃止した手当については、経過措置として平成28年度は上記支給単価の5分の4の額、平成29年度は5分の3の額、平成30年度は5分の2の額を支給することとしています。

オ 時間外勤務手当

平成28年度決算	支給実績	78,023 千円
	職員1人当たり平均支給年額	247 千円
平成29年度決算	支給実績	85,193 千円
	職員1人当たり平均支給年額	270 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成28年度、平成29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みません。

カ その他手当（平成30年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成29年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000 円～139,900 円を支給	同じ	—	千円 30,749	円 549,080
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき7,500 円～11,000 円を支給	同じ	—	千円 66,915	円 336,255
住居手当	借家・借間等に居住し月額12,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限27,000 円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 22,269	円 293,018

通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円を支給	同じ	—	千円 40,252	円 137,849
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道60キロメートル以上ある職員に対して、基礎額30,000円に距離の区分に応じて8,000円～58,000円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務1時間につき、1時間当たりの給与額×0.25の額を支給	同じ	—	千円 6,233	円 188,866
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務1回につき2,000円～18,000円を支給	同じ	—	千円 687	円 62,455

宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき5,300円(勤務時間が5時間を超えない場合は、その勤務1回につき2,650円)を支給	同じ	—	千円 —	円 —
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

(2) 工業用水道事業

①職員給与費の状況(平成29年度決算)

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)	(参考)前年度の総費用に占める職員給与費比率
平成29年度	千円 1,356,898	千円 314,225	千円 231,369	% 17.1	% 18.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費6,351千円は含みません。

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)	(参考)政令指定都市平均1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
平成29年度	人 25	千円 98,590	千円 23,959	千円 38,836	千円 161,385	千円 6,455	千円 6,874

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数は、平成30年3月31日現在の数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成30年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
工業用水道事業	46.2歳	325,057円	512,215円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業		北九州市（普通会計関係）	
1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,494千円		1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,656千円	
（平成29年度支給割合） 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80月分 (0.85)月分		（平成29年度支給割合） 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80月分 (0.85)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%	

（注）1 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」を「7.2%～23.5%」としています。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

工業用水道事業			北九州市（普通会計関係）		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分	勤続20年	19.6695月分	26.1682月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分	勤続25年	28.0395月分	33.96105月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり 平均支給額 （平成29年度）	—	21,383千円	1人当たり 平均支給額 （平成29年度）	3,760千円	22,996千円
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）		

（注）1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 平成30年3月31日に退職した職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		3,083千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		118,561円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市	3%	21人	3%

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（平成29年度決算）		785 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成29年度決算）		49,072 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （平成29年度）		64.0%		
手当の種類（手当数）		2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成29年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊現場業務 手当	職員	(1) 高所（地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所）又は 40 度以上の傾斜地において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (2) 水中等環境劣悪な場所において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (3) 高所において下水道事業に係る測量作業又は建築物、管渠等の建設若しくは改修のための工事現場における監督若しくは作業に従事したとき (4) 暗渠内に立ち入って漏水調査等の作業に従事したとき (5) 下水道管渠内に立ち入って、下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき	11 千円	(1)の業務 日額 150 円 (2)の業務 日額 190 円 (3)の業務 監督に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 120 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 180 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 200 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 300 円 作業等に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 140 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 200 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 220 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 320 円 (4)の業務

				暗渠内直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 暗渠内直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円 (5)の業務 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円
夜間特殊業務手当	浄水所に勤務する職員	正規の勤務時間が午後 4 時 30 分から翌日午前 9 時 00 分までの区分の勤務に従事したとき	754 千円	深夜（午後 10 時から翌日午前 5 時まで。以下同じ。）の全部を勤務した場合 1 回につき 1,100 円 深夜の一部を勤務した場合 深夜における勤務時間が 2 時間以上のとき 1 回につき 730 円 深夜における勤務時間が 30 分以上 2 時間未満のとき 1 回につき 410 円

<平成 27 年 4 月 1 日に廃止した手当（経過措置期間中にある手当）>

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成 29 年度決算)	左記職員に対する支給単価
電気主任技術者手当	電気事業法に規定する主任技術者に選任された職員	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の業務に従事したとき	20 千円	月額 3,500 円
汚泥処理手当	職員	ちんでん池等の汚泥の搬出作業に従事したとき	—	日額 310 円
行旅病人等収容手当	職員	行旅病人等の死体収容作業に従事したとき	—	1 件につき 2,060 円
水質研究手当	水質試験所に勤務する職員	細菌検査又は劇薬等を使用して水質試験、研究の業務に従事したとき	—	日額 210 円

折衝手当	職員	土地の取得及び収用、換地並びにこれに伴う補償又は建築物の取得、移転及び撤去並びにこれらに伴う補償のために行う外勤折衝業務に従事したとき	—	日額 650 円
------	----	---------------------------------------------------------------------	---	----------

(注) 平成 27 年 4 月 1 日に廃止した手当については、経過措置として平成 28 年度は上記支給単価の 5 分の 4 の額、平成 29 年度は 5 分の 3 の額、平成 30 年度は 5 分の 2 の額を支給することとしています。

オ 時間外勤務手当

平成 28 年度決算	支給実績	7,027 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	306 千円
平成 29 年度決算	支給実績	6,850 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	298 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 28 年度、平成 29 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成 29 年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000 円～139,900 円を支給	同じ	—	千円 —	円 —
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1 人につき 7,500 円～11,000 円を支給	同じ	—	千円 4,163	円 244,884
住居手当	借家・借間等に居住し月額 12,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限 27,000 円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 1,910	円 238,750

通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円の金額を支給	同じ	—	千円 3,265	円 136,054
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道60キロメートル以上ある職員に対して、基礎額30,000円に距離の区分に応じて8,000円～58,000円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務1時間につき、1時間当たりの給与額×0.25の額を支給	同じ	—	千円 2,572	円 183,745
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じて、その勤務1回につき2,000円～18,000円を支給	同じ	—	千円 —	円 —

宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき5,300円（勤務時間が5時間を超えない場合は、その勤務1回につき2,650円）を支給	同じ	—	—	千円	—	円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	—	千円	—	円

(3) 下水道事業

①職員給与費の状況（平成29年度決算）

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成29 年度	千円 26,695,915	千円 714,928	千円 1,124,815	% 4.2	% 3.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費533,143千円は含みません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
平成29 年度	人 157	千円 651,128	千円 157,075	千円 271,644	千円 1,079,848	千円 6,878	千円 6,779

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数は、平成30年3月31日現在の数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
下水道事業	44.2歳	347,459円	564,308円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業		北九州市（普通会計関係）	
1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,719千円		1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,656千円	
（平成29年度支給割合） 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80月分 (0.85)月分		（平成29年度支給割合） 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80月分 (0.85)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%	

（注）1 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」を「7.2%～23.5%」としています。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

下水道事業			北九州市（普通会計関係）		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分	勤続20年	19.6695月分	26.1682月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分	勤続25年	28.0395月分	33.96105月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり 平均支給額 （平成29年度）	23,822千円	20,991千円	1人当たり 平均支給額 （平成29年度）	3,760千円	22,996千円
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）		

（注）1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 平成30年3月31日に退職した職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		20,927千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		132,447円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市	3%	131人	3%

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（平成29年度決算）		3,569 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成29年度決算）		64,893 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （平成29年度）		35.0%		
手当の種類（手当数）		1 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成29年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊現場業務 手当	職員	(1) 高所（地上又は水面上 10メートル以上の足場の不安定な箇所）又は40度以上の傾斜地において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (2) 水中等環境劣悪な場所において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (3) 高所において下水道事業に係る測量作業又は建築物、管渠等の建設若しくは改修のための工事現場における監督若しくは作業に従事したとき (4) 暗渠内に立ち入って漏水調査等の作業に従事したとき (5) 下水道管渠内に立ち入って、下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき	74 千円	(1)の業務 日額 150 円 (2)の業務 日額 190 円 (3)の業務 監督に従事する職員 1日の従事時間が4時間未満の場合 高さが20メートル未満のとき 日額 120 円 高さが20メートル以上のとき 日額 180 円 1日の従事時間が4時間以上の場合 高さが20メートル未満のとき 日額 200 円 高さが20メートル以上のとき 日額 300 円 作業等に従事する職員 1日の従事時間が4時間未満の場合 高さが20メートル未満のとき 日額 140 円 高さが20メートル以上のとき 日額 200 円 1日の従事時間が4時間以上の場合 高さが20メートル未満のとき 日額 220 円 高さが20メートル以上のとき 日額 320 円 (4)の業務 暗渠内直径が 1.5 メー

				トル未満のとき 日額 380 円 暗渠内直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円 (5)の業務 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円
--	--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<平成27年4月1日に廃止した手当（経過措置期間中にある手当）>

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成29年度決算)	左記職員に対する支給単価
高気圧手当	職員	圧搾空気内で行う下水道管渠等の建設工事の調査、検査等の作業に従事したとき	—	従事した1時間につき 気圧が0.2メガパスカルまでのとき 210円 気圧が0.2メガパスカルを超え、0.3メガパスカルまでのとき 560円 気圧が0.3メガパスカルを超えるとき 1,000円
電気主任技術者手当	電気事業法に規定する主任技術者に選任された職員	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の業務に従事したとき	75千円	月額3,500円
下水処理業務手当	東部浄化センター、西部浄化センター又は水質管理課に勤務する一般技術員(管理者が指定する者を除く。)	下水処理に関する業務に従事したとき	3,358千円	管理者が定める職員 日額790円 上記以外の職員 日額260円
行旅病人等収容手当	職員	行旅病人等の死体収容作業に従事したとき	—	1件につき2,060円
水質研究手当	水質試験所に勤務する職員	細菌検査又は劇薬等を使用して水質試験、研究の業務に従事したとき	—	日額210円

折衝手当	職員	土地の取得及び収用、換地並びにこれに伴う補償又は建築物の取得、移転及び撤去並びにこれらに伴う補償のために行う外勤折衝業務に従事したとき	—	日額 650 円
受益者負担金事務従事手当	下水道事業受益者負担金の賦課徴収に関する事務に常時従事する職員	下水道事業受益者負担金の賦課徴収に関する事務に従事したときに支給する。	63 千円	日額 160 円

(注) 平成 27 年 4 月 1 日に廃止した手当については、経過措置として平成 28 年度は上記支給単価の 5 分の 4 の額、平成 29 年度は 5 分の 3 の額、平成 30 年度は 5 分の 2 の額を支給することとしています。

オ 時間外勤務手当

平成 28 年度決算	支給実績	36,380 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	1,582 千円
平成 29 年度決算	支給実績	43,194 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	1,878 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 28 年度、平成 29 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みません。

カ その他の手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成 29 年度決算)	支給職員 1 人 当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000 円～139,900 円を支給	同じ	—	千円 13,844	円 576,824
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1 人につき 7,500 円～11,000 円を支給	同じ	—	千円 32,489	円 334,937

住居手当	借家・借間等に居住し月額 12,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限 27,000 円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 10,637	円 295,460
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道 1 キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限 55,000 円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて 2,000 円～31,600 円の金額を支給	同じ	—	千円 17,566	円 134,092
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給	同じ	—	—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務 1 時間につき、1 時間当たりの給与額×0.25 の額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務 1 回につき 2,000 円～18,000 円を支給	同じ	—	千円 60	円 20,000

宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき5,300円（勤務時間が5時間を超えない場合は、その勤務1回につき2,650円）を支給	同じ	—	— 千円	— 円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	— 千円	— 円

(4) 交通事業

①職員給与費の状況（平成29年度決算）

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成29年度	千円 1,802,004	千円 ▲112,454	千円 1,213,232	% 67.3	% 68.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はありません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
平成29年度	人 64	千円 240,413	千円 97,980	千円 104,944	千円 443,337	千円 6,927	千円 7,427

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数は、平成30年3月31日現在の数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
交通事業	47.8歳	317,226円	571,239円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(うちバス事業運転手)

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
北九州市	48.7 歳	40 人	291,343 円	421,606 円	323,805 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	A/B
北九州市	営業用バス運転者	50.4	395,800 円	1.06

区 分	参 考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
北九州市	6,387,316 円	4,749,600 円	1.34

- (注) 1 民間データは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査 (平成27年~29年の3ヶ年平均) のデータを使用しています。
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 営業用バス運転者の「平均月収額」は、賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与月額」に「年間賞与その他特別給与額」を12で除した額を加えた試算値です。
- 4 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額、平均月収額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値です。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

交通事業	北九州市 (普通会計関係)				
1人あたり平均支給額 (平成29年度) 1,640 千円	1人あたり平均支給額 (平成29年度) 1,656 千円				
(平成29年度支給割合) <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%;">期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分</td> <td style="width:50%;">勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分</td> </tr> </table>	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	(平成29年度支給割合) <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%;">期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分</td> <td style="width:50%;">勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分</td> </tr> </table>	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分				
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分				
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 8~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 8~25%				

- (注) 1 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。
- 2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%~25%」を「7.2%~23.5%」としています。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

交通事業			北九州市（普通会計関係）		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分	勤続20年	19.6695月分	26.1682月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分	勤続25年	28.0395月分	33.96105月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり 平均支給額 （平成29年度）	—	6,662千円	1人当たり 平均支給額 （平成29年度）	3,760千円	22,996千円
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）		

（注）1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

- 2 平成30年3月31日に退職した職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		7,849千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		122,634円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市	3%	64人	3%

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（平成29年度決算）		1,823千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成29年度決算）		60,777円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （平成29年度）		46.9%		
手当の種類（手当数）		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成29年度決算）	左記職員に対する支給単価
待機手当	旅客自動車運転者	勤務の途中において待機を要する勤務に従事したとき	717千円	運輸主任 1時間につき150円 それ以外の職員 1時間につき140円

夜間特殊業務手当	旅客自動車運転者	正規の勤務時間として深夜（午後 10 時から翌日午前 5 時まで）において業務に従事したとき	1,026 千円	深夜における勤務時間が 2 時間以上のとき 勤務 1 回につき 730 円 深夜における勤務時間が 30 分以上 2 時間未満のとき 勤務 1 回につき 410 円
長距離運転手当	旅客自動車運転者	貸切勤務で、1 日の運行距離が 350 キロメートルを超える乗務に従事したとき	79 千円	1 日の運行距離が 350 キロメートルを超え 470 キロメートル以下のとき 日額 690 円 470 キロメートルを超え 570 キロメートル以下のとき 日額 1,030 円 570 キロメートルを超えるとき 1 日につき 1,030 円に 570 キロメートルを超える 50 キロメートルごとに 1,000 円を加算した額

オ 時間外勤務手当

平成 28 年度決算	支給実績	49,780 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	858 千円
平成 29 年度決算	支給実績	52,820 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	866 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当、夜間勤務手当を含みます。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 28 年度、平成 29 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みません。

カ その他の手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成 29 年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000 円～139,900 円を支給	同じ	—	千円 3,886	円 555,075

扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき7,500円～11,000円を支給	同じ	—	千円 16,657	円 354,395
住居手当	借家・借間等に居住し月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対して、上限27,000円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 2,804	円 311,533
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円を支給	同じ	—	千円 7,268	円 119,141
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道60キロメートル以上ある職員に対して、基礎額30,000円に距離の区分に応じて8,000円～58,000円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務1回につき2,000円～18,000円を支給	同じ	—	千円 —	円 —

宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき5,300円（勤務時間が5時間を超えない場合は、その勤務1回につき2,650円）を支給	同じ	—	千円 —	円 —
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

(5) 病院事業

①職員給与費の状況（平成29年度決算）

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成29年度	千円 24,663,760	千円 ▲908,374	千円 11,953,779	% 48.5	% 47.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はありません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
平成29年度	人 1,129	千円 4,387,514	千円 2,870,611	千円 1,806,628	千円 9,064,753	千円 8,029	千円 7,270

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数は、平成30年3月31日現在の数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
事務員	38.6歳	326,615円	610,296円
医師	45.4歳	466,581円	1,407,165円
医療技術員	39.5歳	318,133円	554,329円
看護師	38.0歳	314,451円	522,547円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病院事業		北九州市（普通会計関係）	
1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,620千円		1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,656千円	
（平成29年度支給割合） 期末手当 2.60月分 (1.45)月分		（平成29年度支給割合） 期末手当 2.60月分 (1.45)月分	
勤勉手当 1.80月分 (0.85)月分		勤勉手当 1.80月分 (0.85)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%	

（注）1 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間「8%～25%」を「7.2%～23.5%」としています。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

病院事業			北九州市（普通会計関係）		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分	勤続20年	19.6695月分	26.1682月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分	勤続25年	28.0395月分	33.96105月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり 平均支給額 （平成29年度）	1,694千円	22,836千円	1人当たり 平均支給額 （平成29年度）	3,760千円	22,996千円
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）		

（注）1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 平成30年3月31日に退職した職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		269,697千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		244,290円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市 （医師及び歯科医師以外）	3%	951人	3%
北九州市 （医師及び歯科医師）	16%	170人	16%

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（平成29年度決算）		189,647 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成29年度決算）		247,258 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （平成29年度）		60.5%		
手当の種類（手当数）		3 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成29年度決算）	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	診療放射線技師又はその補助者	放射線を人体に対して照射する作業等に 従事したとき	5,778 千円	放射線科に勤務する 技師等 日額 410 円 補助者 日額 300 円（医療 センター放射線科 治療室に勤務する 助産師、看護師及 び准看護師にあっ ては日額 360 円）
感染症予防等 作業手当	<ul style="list-style-type: none"> 臨床検査技師若しくは衛生検査技師又はこれらの補助者 医療センターの感染症病棟に勤務する助産師、看護師又は准看護師 	(1) 伝染病菌寄生卵等の検査等の業務に従事したとき (2) 感染症に感染する危険がある業務に従事したとき	6,053 千円	(1)の業務 臨床検査技師、衛生検査技師又は細菌検査室に勤務する職員 日額 410 円 臨床検査技師が、臨床検査技師等に関する法律施行規則第1条に規定する検査に従事したとき 1日につき 160 円を加算 臨床検査技師が、死体解剖の業務に従事したとき 1件につき 2,300 円を加算 (2)の業務 日額 100 円
夜間特殊業務 手当	病院に勤務する医師、薬剤師、臨床検査技師若しくは診療放射線技師又は助産師、看護師若しくは准看護師	職員が、正規の勤務時間として深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ）において行う業務に従事したとき	177,816 千円	医師 深夜の全部を含む勤務 1回につき 9,560 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 4 時間以上のおとき 1回につき

4,630 円

深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満のとき

1 回につき

4,170 円

深夜における勤務時間が 2 時間未満とき

1 回につき

2,900 円

薬剤師、臨床検査技師又は診療放射線技師

深夜の全部を含む勤務

1 回につき 5,800 円

深夜の一部を含む勤務

深夜における勤務時間が 4 時間以上のとき

1 回につき

2,800 円

深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満のとき

1 回につき

2,570 円

深夜における勤務時間が 2 時間未満のとき

1 回につき

1,720 円

助産師、看護師又は准看護師

深夜の全部を含む勤務

1 回につき 7,300 円

深夜の一部を含む勤務

深夜における勤務時間が 4 時間以上のとき

1 回につき

3,550 円

深夜における勤務時間が 2 時間

				<p>以上 4 時間未満 のとき 1 回につき 3,100 円 深夜における勤 務時間が 2 時間 未満のとき 1 回につき 2,150 円</p> <p>勤務の交代に伴う事 情について特別の考 慮を必要とすると管 理者が認めるときは 、次の各号に掲げる 職員の区分に応じ、1 回につき当該各号に 定める額を加算する 。</p> <p>(1) 通勤距離が片道 1 キロメートル以上 5 キロメートル未満の 職員 380 円 (2) 通勤距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満 の職員 760 円 (3) 通勤距離が片道 10 キロメートル以上 の職員 1,140 円</p>
--	--	--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

オ 時間外勤務手当

平成 28 年度決算	支 給 実 績	1,128,611 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	1,043 千円
平成 29 年度決算	支 給 実 績	1,073,643 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	990 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 28 年度、平成 29 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成29年 度決算)	支給職員1 人当たり平 均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000円～139,900円を支給	同じ	—	千円 58,237	円 844,015
医師手当	新たに医師又は歯科医師として採用された職員に対して、月額308,600円を超えない範囲の額を、採用の日から45年以内の期間、採用後一定の期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給	—	—	千円 630,845	円 3,646,500
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき7,500円～11,000円を支給	同じ	—	千円 132,974	円 297,480
住居手当	借家・借間等に居住し月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対して、上限27,000円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 111,683	円 299,417
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円を支給	同じ	—	千円 103,089	円 129,184
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道60キロメートル以上ある職員に対して、基礎額30,000円に距離の区分に応じて8,000円～58,000円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務 1 時間につき、1 時間当たりの給与額 × 0.25 の額を支給	同じ	—	千円 97,206	円 169,054
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務 1 回につき 2,000 円～18,000 円を支給（医師は適用外）	同じ	—	千円 613	円 51,083
宿日直手当	（1）医療職給料表(1)の適用を受ける職員については、宿日直勤務 1 回につき 20,000 円（ただし、勤務時間が 5 時間以下の宿日直勤務の場合は、その勤務 1 回につき 10,000 円） （2）医療職給料表(1)の適用を受ける職員以外の職員については、宿日直勤務 1 回につき 5,300 円（救急医療体制従事者のうち課長職以上は 1 回につき 9,800 円）（ただし、勤務時間が 5 時間以下の宿日直勤務の場合は、その勤務 1 回につき 2,650 円（救急医療体制従事者のうち課長職以上は 1 回につき 4,900 円））	異なる	一般行政職の支給額 5,300 円 （勤務時間が 5 時間を超えない場合は 2,650 円）	千円 145,284	円 428,567
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

(6) 公営競技事業

① 職員給与費の状況

職員給与費の状況については、公営競技局が平成30年度新設されたため、平成29年度以前の実績はありません。

② 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
公営競技事業	48.1歳	383,881円	703,064円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

職員の手当の状況については、公営競技局が平成30年度に新設されたため、平成29年度以前の実績はありません。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

公営競技事業			北九州市（普通会計関係）		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分	勤続20年	19.6695月分	26.1682月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分	勤続25年	28.0395月分	33.96105月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり 平均支給額 (平成29年度)	—	—	1人当たり 平均支給額 (平成29年度)	3,760千円	22,996千円
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)	

(注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 平成30年3月31日に退職した職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		—円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		—円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市	3%	35人	3%

エ 時間外勤務手当

時間外勤務手当については、公営競技局が平成30年度に新設されたため、平成29年度以前の実績はありません。

オ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000円～139,900円を支給	同じ	—	千円 —	円 —
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき7,500円～11,000円を支給	同じ	—	千円 —	円 —
住居手当	借家・借間等に居住し月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対して、上限27,000円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円の金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道60キロメートル以上ある職員に対して、基礎額30,000円に距離の区分に応じて8,000円～58,000円の加算額を支給	同じ	—	—	—

夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務 1 時間につき、1 時間当たりの給与額×0.25 の額を支給	同じ	—	— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務 1 回につき 2,000 円～18,000 円を支給	同じ	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務 1 回につき 5,300 円（勤務時間が 5 時間を超えない場合は、その勤務 1 回につき 2,650 円）を支給	同じ	—	— 千円	— 円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	— 千円	— 円